

四日市市告示第200号

四日市市重度障害者（児）紙おむつ給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市重度障害者（児）紙おむつ給付事業実施要綱の一部を改正する要綱
四日市市重度障害者（児）紙おむつ給付事業実施要綱（平成18年四日市市告示第369号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において重度障害者（児）とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) 補装具費支給事務取扱指針（平成30年3月23日障発0323第31号）に規定される難病患者等。ただし、第1号に定める者を除く。</u></p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 紙おむつ給付の対象者は、居宅において常時紙おむつを必要とする重度障害者（児）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。この場合において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条に規定する自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を利用するために、</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において重度障害者（児）とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 紙おむつ給付の対象者は、居宅において常時紙おむつを必要とする重度障害者（児）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。この場合において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「法」という。）第5条に規定する自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を利用するために、同条に規定する施</p>

同条に規定する施設入所支援を利用する者のうち、第2号イに該当する者については、在宅の重度障害者とみなす。

(1) (略)

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 前条第1号に該当する者のうち、はじめて給付を受けようとする時点での年齢が3歳以上65歳未満の者

イ 前条第2号に該当する者のうち、はじめて給付を受けようとする時点での年齢が3歳以上の者で、紙おむつと同様の用途で、ストマ装具を装着していないもの

ウ (略)

エ 前条第4号に該当する者のうち、規則別表第5号に定める肢体不自由1級又は2級と同程度の疾患を有する者として市長が認めたもの

(給付の方法等)

第6条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、四日市市高齢者おむつ支援事業実施要綱（平成

施設入所支援を利用する者のうち、第2号イに該当する者については、在宅の重度障害者とみなす。

(1) (略)

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 前条第1号に該当する者のうち、はじめて給付を受けようとする時点での年齢が3歳以上65歳未満の者で、筋ジストロフィー、脊髄損傷、頸椎損傷又は3歳未満に発症した先天性疾患等を有するもの

イ 前条第2号に該当する者のうち、はじめて給付を受けようとする時点での年齢が3歳以上の者で、ストマを造設していないもの又はストマの変形等のため、ストマ装具を装着することができないもの

ウ (略)

(給付の方法等)

第6条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、四日市市高齢者等おむつ支援事業実施要綱（平

12年四日市市告示第114号)に基づくおむつの支給(以下「支給」という。)を受けている者に対する紙おむつの給付の量は、2月当たり26,400円から支給の上限額を差し引いた金額を限度とする。

成12年四日市市告示第114号)第2条に該当する者に対する給付の量は、2月当たり13,400円を限度とする。

改正後

別表(第7条関係)

	階層区分	2月あたりの利用者負担額
(略)		
B	A階層を除き、前年分の <u>市民税非課税世帯</u>	0円
C	A階層及びB階層以外の <u>市民税課税世帯</u>	利用者負担額の上限額は、2,640円(第6条第3項の適用を受ける場合は、同項に規定する給付の量の限度に100分の10を乗じて得た額)とする。ただし、2月分申請合計金額に100分の10を乗じて得た額が上限額を下回る場合は、当該額を当該月における利用者負担額とする。この場合において、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

備考

「市民税非課税世帯」とは、利用者及び利用者と同一の世帯に属する者(利用者が障害者に該当する場合にあっては、その配偶者に限る。)が当該年度において、前年分(翌年の1月1日から6月30日にあっては前々年分とする。)の市民税を納付すべき者がいない世帯をいう。

改正前

別表(第7条関係)

	階層区分	2月あたりの利用者負担額
(略)		

B	A階層を除き、前年分の <u>所得税非課税世帯</u>	0円
C	A階層及びB階層以外の世帯	利用者負担額の上限額は、2,640円（ <u>四日市市高齢者おむつ支援事業実施要綱第2条に該当する者は1,340円</u> ）とする。ただし、2月分申請合計金額に100分の10を乗じて得た額が上限額を下回る場合は、当該額を当該月における利用者負担額とする。この場合において、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第1号様式から第4号様式までを次のように改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3号様式、第4号様式、別表の改正は、令和4年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市重度障害者（児）紙おむつ給付事業実施要綱（以下「新要綱」という。）別表の規定は、令和4年11月1日以後の給付決定に係る紙おむつの給付から適用し、同日前の給付決定に係る紙おむつの給付については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新要綱の規定によりおむつの給付を受けることができることとなる者に係るおむつの給付に関し必要な手続その他の行為は、令和4年4月1日前においても行うことができる。

(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱の一部改正)

- 4 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱（令和3年四日市市告示第182号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱（平成17年四日市市告示第99号）	(略)	
四日市市点字出版物給付事業実施要綱（平成18年四日市市告示第371号）	(略)	
(略)		

改正前

(押印の省略)

第2条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。

要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱（平成17年四日市市告示第99号）	(略)	
<u>四日市市重度障害者(児)紙おむつ給付事業実施要綱（平成18年四日市市告示第369号）</u>	<u>第1号様式、第2号様式及び第4号様式</u>	<u>署名をした場合に限る。</u>
四日市市点字出版物給付事業実施要綱（平成18年四日市市告示第371号）	(略)	
(略)		